

太陽光発電システムの 設置費用を補助します

令和4年4月～版



東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金



補助要件（以下すべてを満たす方）

- ① 村内の戸建住宅（店舗等の併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置した方
または 村内に所在する太陽光発電システム付の戸建住宅を購入した方 のいずれか
である。
- ② 太陽光発電システムの設置場所に住所を有する。
- ③ 村税の滞納がない。
- ④ 売電開始日から6ヵ月を経過していない。

上記項目に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。

- 過去に村からこの補助金の交付を受けている方、またはその方と生計を一にする方
（雨水貯留タンクとの併用は可能です。）
- 太陽光発電システムの増設や付替えをする場合
- 住宅に供給する目的以外で太陽光発電システムを設置する場合
（システムを住宅に設置しても、主に住宅以外に電力を供給する場合、補助対象となりません）
- 賃貸、販売等営利目的で太陽光発電システムを設置する場合
- 店舗・事務所を兼ねる住宅のうち、延床面積の2分の1以上が住居に供されていない場合
- 法人の場合
- 同一建物につき複数の申請をする場合
（申請は、建物一棟につき1回限りとなります。二世帯住宅等でシステムを複数設置する場合であつても、それぞれについて個別に申請をすることはできません。）
- カーポートに設置する場合



対象機器

以下のすべてを満たすものが対象です。

- ① 太陽電池の発電出力値が **10kW未満**の太陽光発電システムであること。
- ② 日本産業規格（JIS）等で認められていること。
- ③ 未使用品であること（中古品は対象外）
- ④ 電力会社と受給契約を結び、かつ余剰電力の買取契約を結んでいること
※全量買取は対象外となります。



補助額

30,000円 × 発電出力値 (kW)

- 上限 120,000円 (4kW)
- 1kW未満の端数があるときは、**小数点第2位を切り捨てた額**で算出。千円未満の端数は切り捨て。

※発電出力値 (kW) は、電力会社の発行する書類（接続契約のご案内・電力受給契約申込書兼低圧配電線への系統連系申込書等）に記載されている値となります。パネル設置事業者発行の書面の数値（出荷総量・公称最大出力値等）ではありません。

※予算に達した時点で終了となります。**申請方法は裏面**をご覧ください。

残り受付件数は村公式ホームページにて公開しています。

問い合わせ
申請先

東海村村民生活部環境政策課 生活環境保全担当

〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号

電話 029-282-1711(代) メール kankyuu@vill.tokai.ibaraki.jp





申請方法

※売電開始後の申請です。売電開始前の申請はできません。



① 環境政策課へ書類を提出（郵送不可）

システムの設置完了後（電力受給契約等を終え、売電開始後）及びシステムの設置場所に住民登録後、**売電開始日から6カ月以内**に以下の書類を環境政策課窓口へ提出してください。

書 類	備 考	記入例 見本
東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）	「電力会社と契約を結んだ発電設備出力値」欄は接続契約書に記載の出力値を記載すること	記入例
電力会社との接続契約書の写し	電力会社発行の「接続契約のご案内」の写し（発電設備出力値の記載があるものに限る）	見本①
売電開始日（電力会社にとっての購入開始年月日）が確認できる書類 ※東京電力との契約の場合は右記の書類に限る。	購入実績お知らせサービス～購入電力量のお知らせ～（「購入開始年月日」が記載されたもの）	見本②
システムの設置に係る領収書の写し及びその内訳書の写し	太陽光発電システムのみを設置費用が明記されたもの ※領収書が発行されない場合は振込票の写し及び内訳書など	見本③
システムの設置後の住宅の写真	住宅の全景及び太陽電池モジュールが写っているもの	見本④
太陽光発電システム設置場所の案内図	建築確認時の案内図、住宅地図、Googleマップなど	見本⑤
申請者の納税証明書（東海村の村税に未納がないことの証明）	申請時において村税が課税されていない場合は不要（他市町村からの転入等で、固定資産税等の課税もない場合） ※ 税務課で発行	
電力会社と契約した住所と住民票の住所が同一であることを確認できる書類	電力会社と契約した住所と住民票の住所が異なる場合のみ提出 ■土地の分筆等の場合 ⇒ 建築確認資料、土地分筆登記図面、建物表示登記配置図などのうち、建物の地番がわかるもの ■住居表示区域に新築の場合 ⇒ 住居表示に係る建物新築届出書の写し及び街区符号住居番号設定通知書の写しなど	



② 補助金交付決定、請求

補助金の交付決定後、環境政策課から交付決定通知書、補助金請求書、収支状況報告書の様式が送付されます。**交付決定日から30日以内**に、**請求書を環境政策課へ提出**してください。請求後2週間程度で補助金が振り込まれます。



③ 収支状況の報告

交付決定後1年分の発電量・電力会社へ売った電力量・電力会社から買った電力量のデータが揃い次第、②の収支状況報告書を環境政策課へご提出ください。（郵送可）